新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間と 登校連絡票提出のお願い

お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合、学校保健安全法の規定により、出席停止となります。医師の指示に従うとともに、下記の出席停止期間の基準を参考にして、完治するまでご家庭で休ませてください。出席停止の期間は、欠席扱いにはなりません。

なお、回復して登校される際に、下記「登校連絡票」を、<u>保護者等が記入</u>のうえ、学校へ提出 ください。医療機関からの記入の必要はありません。

<出席停止期間>

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
 - ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す
- ・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで

登校連絡票

新型コロナウイルス感染症のため出席停止となっていましたが、症状が回復しましたので本日より登校させます。

1	児童生徒名	年 組 児童生徒名						
2	発症日	令和	年	月	目			
3	受診した医療機関名							
4	軽快した日	令和	年	月	目			
5	登校日朝の体温	$^{\circ}\!\mathrm{C}$						
6	登校開始日	令和	年	月	月			
7	保護者名							

登校する日に学校へ提出してください